下級裁判所裁判官指名諮問委員会福岡地域委員会(第12回)議事要旨 (福岡地域委員会庶務)

1 日時

平成18年11月13日(月)13:30~16:00

2 場所

福岡高等裁判所公用室

3 出席者

(委員)麻生光洋,坂本雅子,永尾広久,西村重雄,簔田孝行(委員長)

(庶 務)渡邉総務課長,三井総務課課長補佐

(説明者)白石事務局長

- 4 議題
 - (1) 平成19年上半期の再任(判事任命)候補者に関する情報について
 - (2) 下級裁判所裁判官指名諮問委員会福岡地域委員会における委員会議事要旨の 様式等について
- 5 審議資料(添付省略)
 - 38 平成19年上半期の再任(判事任命)候補者に関する情報
- 6 協議
 - (1) 平成19年上半期の再任(判事任命)候補者に関する情報について 庶務から,福岡地域委員会の依頼に基づき提出された審議資料38の情報9 件(情報1から情報9)について,情報の概略等の報告を行った上で,以下の とおり協議が行われた。
 - ア 情報1について

情報1については、情報提供者個人から地域委員長宛てに直接提出された 適式な手続を経た情報であり、次のとおり、委員から意見が出されたが、情 報の的確性についても一見して問題がないことから、この情報を指名諮問委 員会へ報告することとされた。

- ・ この情報の内容は,情報提供者が再任(判事任命)候補者に対して配慮 するあまり,その表現が情報提供者の印象にすぎないとも取られるような 内容になっており,これをそのまま報告した場合,指名諮問委員会ではど のように取り扱うのか。
- ・ この情報については、ネガティブな情報というよりはポジティブな情報 とも解釈できるのではないか。いずれにしても指名諮問委員会には報告す べきである。

イ 情報2及び3について

いずれの情報も,各情報提供者個人から地域委員長宛てに直接提出された情報であり,情報の内容も具体的で,情報の的確性についても一見して問題がないことから,全員一致で各情報を指名諮問委員会に報告することとされた。

ウ 情報4について

情報4については、当地域委員会が管轄する裁判所に所属しない裁判官に 関する情報であるが、情報提供者個人から地域委員長宛てに直接提出された ものであり、情報の内容も、再任(判事任命)候補者の指名の適否に影響を 及ぼす情報と考えられることから、この情報を特段の情報として指名諮問委 員会に報告することとされた。

エ 情報5から情報9について

いずれの情報も再任(判事任命)候補者を積極的に評価した情報であり, ネガティブチェックという本質からすると,正式に報告すべき情報ではないが,参考として指名諮問委員会に送付することとされた(ただし,委員の中から,例えば,再任(判事任命)候補者を消極的に評価する情報が出された場合,同人を積極的に評価する情報があれば,それについても情報提供してもらうことにより,消極面と積極面の両面から評価することもできると思わ れ、候補者を積極的に評価する情報についても、単なる参考情報としてではなく、正式に報告すべき情報として指名諮問委員会に送付すべきであるとの意見が出された。)。

なお、情報8及び9については、情報の受付期限(10月31日(火)) 経過後に提出されたものであるが、当委員会では、従前から「期限経過後であっても、特段の情報がある場合にはこれを受けるべきである。」との取り決めに沿って、当該情報を取り扱っていたところであり、各情報についても、特段の情報ではないが、参考送付することとされた。

なお、各情報を報告するにあたって、次のとおり意見が出された。

・ 各情報を指名諮問委員会に送付する際に,地域委員会においてどのような審議がなされたか,その過程等も併せて伝えるべきではないか。

(2) 地域委員会議事要旨の書式等について

地域委員会の議事要旨の内容及び記載形式について,次のとおり意見が出され,これについて各委員で協議が行われた。

ア 議事要旨の記載内容について

- 議事要旨の記載内容については、地域委員会で議論された内容が国民に 分かるように、より詳細に記載すべきではないか。
- ・ 地域委員会で議論される内容は,裁判官の個別の人事に関する資料等に ついてであり,これは個人の人事情報であり,掲載内容により個人が特定 されるような事項については掲載すべきではない。

具体的な個人が特定されるような内容は掲載すべきではないという点については,各委員において,基本的に意見が一致した。

イ 発言要旨記載の形式について

・ 地域委員会での議論の内容が、議事要旨を見た国民にもっと伝わるよう な方策を考えるべきであり、そのための手段として、各委員等の発言部分 の冒頭に(, , ,)を付し、例えば、(:委員長, :委員, :説明者, :庶務担当)というような形式にしてみてはどうか。

このような問答形式にした場合,委員のうち誰が発言したのか特定されてしまうことも考えられ,それにより各委員からの自由な発言が出にくくなるのではないか。

この提案については消極の立場を取る旨の委員が多数を占めた。

地域委員会議事要旨のホームページへの掲載について

地域委員会の議事要旨を最高裁判所ホームページの各高等裁判所ホームページに掲載しているところ,当該議事要旨が掲載されている場所の階層が深いため,利用者にとっては分かりにくいのではないかとの意見がなされ,福岡高等裁判所のホームページのトップ画面から議事要旨を直接選択できるようなことはできないかとの要望がなされた。

これに対し,庶務から,最新の議事要旨については各高等裁判所のホームページのトップ画面下欄に新着情報として掲載され,この部分をクリックすると直接,当該議事要旨を見ることができる旨を説明し,了承を得た。

7 次回期日

次回の福岡地域委員会の期日は,追って指定されることとなった。